

府企第241号
平成21年10月8日

税制調査会会長 殿

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

諮 問

貴会に下記の事項を諮問します。

記

我が国は、人類史上初めてと叫ぶ「人口減少と超高齢化」が同時進行する社会へと突入し、この状況に対応した根本的な構造変化が求められている。また、世界に目を転じれば、グローバル化が進む中で、資源制約や地球温暖化など、世界規模の新たな問題に直面している。さらに行き過ぎた市場中心主義が招いた経済危機は、我が国のみならず、世界の経済に大きな影響を与えている。こうした中で、我が国の財政は、これまでの国債発行残高の累増などにより、危機的な状況にある。

このような激動の変革期において、我が国が内需主導型の経済成長を目指し、将来に夢や希望が持てる国家であり続けるためには、旧来型の資源配分や行政手法を転換するとともに、社会全体が補い合い、支え合う新しい社会モデルの構築を目指さなければならない。地域のことは住民が自らの責任で決める「地域主権」への転換や、世界規模の問題への積極的な取組みの姿勢も、我が国の将来像になくしてはならない重要な要素である。

このような我が国の将来像を見据えつつ、その実現のためには、我が国の税制のあり方について根本から見直す必要がある。

現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならない。

こうした基本的な考え方の下、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、以下の事項をはじめとして、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める。

- (1) マニフェスト（「三党連立政権合意書」を含む）において実施することとしている税制改正項目について、その詳細を検討すること。
- (2) 既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みを目指す観点から、租税特別措置をゼロベースから見直すための具体的方策を策定すること。また、税と社会保障制度の適正な運営のための番号制度やその執行体制など、納税者の立場に立つとともに適正な課税を推進するための納税環境整備を検討すること。
- (3) 所得税の控除のあり方を根本から見直すなど、個人所得課税のあり方について検討すること。特に格差是正や消費税の逆進性対策の観点から給付付き税額控除制度のあり方について検討すること。
- (4) 間接諸税について、環境や健康等への影響を考慮した課税の考え方を踏まえ、エネルギー課税等については温暖化ガスの削減目標達成に資する観点から、環境負荷に応じた課税へ、酒税・たばこ税は健康に対する負荷を踏まえた課税へ、そのために必要な事項について検討すること。
- (5) 国と地方が対等なパートナーとして地域主権を確立し、地方の再生を図る観点から、地方税制のあり方について検討すること。その際、国・地方の役割分担の見直しと合わせた税財源配分のあり方を見直し、地方の声を十分に反映する仕組み及び地方税制に関する国の関与のあり方についても検討すること。
- (6) 法人課税や国際課税等の分野において、グローバル化にともなって生じている世界規模の課題に対応できる税制のあり方を検討すること。
- (7) 税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンについて検討すること。

税制調査会の設置について

〔平成 21 年 9 月 29 日〕
閣 議 決 定

- 1 内閣総理大臣の諮問に応じ、租税（国が課する税及び地方税）に関する制度について調査審議するため、内閣府に税制調査会（以下「調査会」という。）を設置する。
- 2 調査会の構成員は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

会長	財務大臣
会長代行	総務大臣及び国家戦略担当大臣
委員	財務大臣の指名する財務副大臣及び財務大臣政務官 総務大臣の指名する総務副大臣及び総務大臣政務官 内閣総理大臣の指名する内閣府副大臣 各府省に置かれる副大臣のうち、税制を担当する者

- 3 調査会は、会長が主宰し、会長の命を受けて、会長が指名する財務副大臣又は総務副大臣が議事を整理する。
- 4 調査会に、運営その他の重要な事項を審議させるため、企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 5 委員会の構成員は、第 2 項に規定する財務大臣並びに財務大臣の指名する財務副大臣及び財務大臣政務官、総務大臣並びに総務大臣の指名する総務副大臣及び総務大臣政務官、国家戦略担当大臣、内閣総理大臣の指名する内閣府副大臣並びに関係者とする。
- 6 委員会の主査、主査代理、事務局長及び事務局長代理は、前項に規定する委員会の構成員のうち、次に掲げる者をもって充てる。

主査	財務大臣の指名する財務副大臣
主査代理	総務大臣の指名する総務副大臣
事務局長	財務大臣の指名する財務大臣政務官
事務局長代理	総務大臣の指名する総務大臣政務官

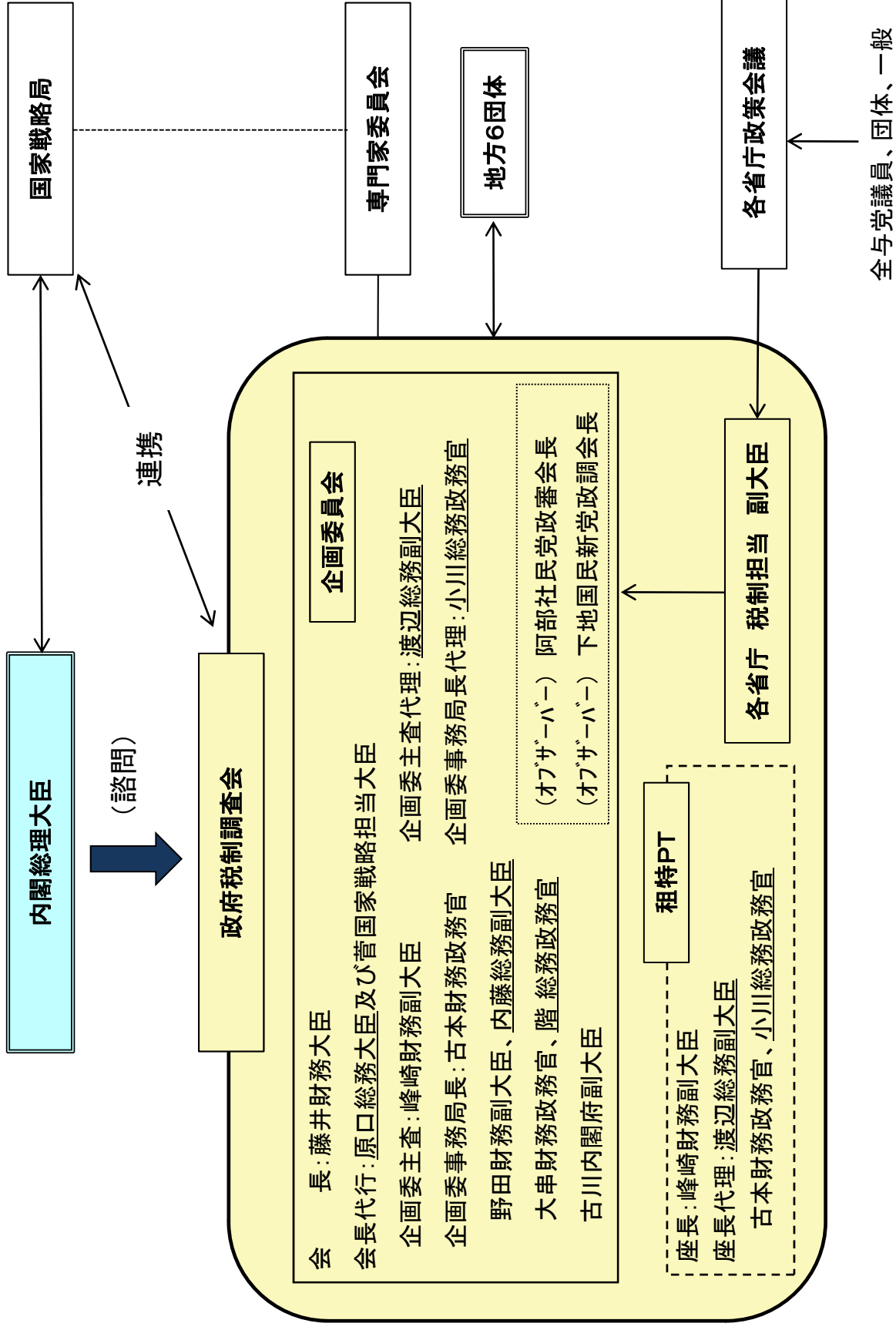
- 7 委員会は、会長が主宰し、会長の命を受けて、前項に規定する主査又は主査代理が議事を整理する。
- 8 調査会及び委員会は、専門的事項について意見を求めるため、学識経験者の参集を求めることができる。
- 9 調査会及び委員会の庶務は、財務省及び総務省の協力を得て、内閣府において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、調査会及び委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。
- 11 会長は、調査会及び委員会を運営するに当たっては、あらかじめ、会長代行に協議するものとする。

税制調査会委員名簿

会長	財務大臣	藤井 裕久	○
会長代行	総務大臣	原口 一博	○
会長代行	国家戦略担当大臣	菅 直人	○
企画委主査	財務副大臣	峰崎 直樹	○
企画委主査代理	総務副大臣	渡辺 周	○
企画委事務局長	財務大臣政務官	古本 伸一郎	○
企画委事務局長代理	総務大臣政務官	小川 淳也	○
	財務副大臣	野田 佳彦	○
	総務副大臣	内藤 正光	○
	財務大臣政務官	大串 博志	○
	総務大臣政務官	階 猛	○
	内閣府副大臣	古川 元久	○
	内閣府副大臣	大塚 耕平	
	内閣府副大臣	大島 敦	
	法務副大臣	加藤 公一	
	外務副大臣	武正 公一	
	文部科学副大臣	中川 正春	
	厚生労働副大臣	長浜 博行	
	農林水産副大臣	山田 正彦	
	経済産業副大臣	増子 輝彦	
	国土交通副大臣	馬淵 澄夫	
	環境副大臣	田島 一成	
	防衛副大臣	榛葉賀津也	
	国家公安委員長	中井 洽	
オブザーバー	社会民主党政策審議会長	阿部 知子	○
オブザーバー	国民新党政務調査会長	下地 幹郎	○

(注)○は企画委員会のメンバー。

新政府税制調査会 組織イメージ



税制改正要望の見直しについて（留意点）

1. 各府省の税制担当副大臣は、10月30日（金）までに、税制改正要望を見直した上で、提出するものとする。
2. 各府省副大臣による要望事項の見直しに当たっては、その要望が真に必要なかどうかを精査し、できる限り積極的な絞り込みを行うこととする。
3. 減税を要望する場合には、財政規律を維持する観点から、いわゆるペイ・アズ・ユー・ゴー原則（財源なくして減税なし）に基づき、見合い財源案と併せて提出するものとする。
4. 既存の租税特別措置及び非課税等特別措置（以下「租税特別措置等」という。）についても、ゼロベースからの徹底した見直しを行うこととする。その際、特に、
 - ① 租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 - ② 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 - ③ 租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか

を含めた厳しい視点に立って見直しを行った上で、その成果を税制改正要望に含めて提出するものとする。

(平成21年8月)

平成22年度 総務省主要税制改正要望

【テレコム関係】

項目	要望内容	備考	
1 国際競争力強化に資するICT投資の促進	情報基盤強化税制の拡充・延長	国	拡延
2 ユビキタスネットワークの整備促進	(1) 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の拡充・延長	地	拡延
	(2) 電気通信システム信頼性高度化促進税制の延長	地	延
3 放送事業の振興	AMラジオ放送機能維持税制の創設	地	新

【郵政事業関係】

項目	要望内容	備考	
1 郵政民営化の確実かつ円滑な実施	郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設	国地	新

【自治関係】

項目	要望内容	備考	
1 地縁による団体（自治会・町内会等）に係る非課税措置の創設	認可地縁団体が特例民法法人から残余財産を取得する際、その取得に係る不動産取得税及び自動車取得税の非課税措置の創設	地	新
2 市町村合併の支援	現行合併特例法上の地方税に関する特例を、平成22年度以降の新たな合併に係る特例法においても引き続き措置	地	延
3 新たな過疎対策の推進	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象事業の拡充及び延長	国地	拡延
4 非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化及び非課税対象者の拡充	非居住者、外国法人が受け取る地方債の利子のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものについて、非課税手続の簡素化及び非課税対象者の拡充	国	拡
5 非居住者等の受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子に係る非課税制度の創設	非居住者、外国法人が受け取る地方公共団体金融機構が発行する債券の利子のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものについて非課税	国	拡

(備考欄の表示) 国：国税、地：地方税

新：新設要望、拡：拡充要望、延：延長要望